

会議名称	平成23年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成23年5月26日(木) 14時から15時45分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
	委員	江藤会長、今村委員、櫻田委員、柴田委員、富岡委員、濱田委員、藤本委員、柳澤委員、岩田委員、河津委員、鈴木委員、関委員、横山委員、小幡委員、北島委員
	実施機関	徳嵩企画課長、白垣地域課長、田部井高齢者施策課長、大井区民課長、山崎副参事(在宅療養支援担当)、畔元高齢者在宅支援課長、塩畑障害者生活支援課長、高橋子育て支援課長、渡辺保育課長
	事務局	宇賀神行政管理担当部長、松川情報システム課長、中島法務担当課長、溝江情報政策監
傍聴者	1名	
配布資料	事前	・資料1 平成22年度第5回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成23年度第1回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 1 平成22年度第5回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第1号	附属機関等の会議に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第1号	附属機関等の会議に関する業務管理(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	答申
諮問第2号	指定管理者が管理する個人情報の取扱いについて(高井戸地域区民センター)	答申
諮問第3号	指定管理者が管理する個人情報の取扱いについて(高齢者活動支援センター)	答申
諮問第4号	戸籍に関する業務の外部委託について(新規)	答申
諮問第5号	戸籍の附票に関する業務の外部委託について(新規)	答申
報告第2号	住居表示に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第6号	住居表示に関する業務の外部委託について(新規)	答申
諮問第7号	住居表示台帳管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加・変更)	答申

(裏面に続く)

報告第3号	避難者情報の提供に関する業務の登録について（新規）	報告了承
報告第4号	避難者への連絡に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第8号	全国避難者情報管理（小型）《区民課》に記録する個人情報の項目について（新規）	答 申
諮問第9号	全国避難者情報管理（小型）《各課共通》に記録する個人情報の項目について（新規）	答 申
報告第5号	在宅医療相談調整に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第10号	在宅医療相談調整に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（新規）	答 申
諮問第11号	在宅医療相談調整に関する業務の目的外利用について（新規）	答 申
諮問第12号	在宅医療相談調整に関する業務の外部提供について（新規）	答 申
諮問第13号	在宅医療相談情報管理(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	答 申
諮問第14号	高齢者福祉サービス資格管理（中央）に記録する個人情報の項目について（追加）	答 申
報告第6号	高齢者生活支援サービスに関する業務の登録について（変更）	報告了承
諮問第15号	高齢者生活支援サービスに関する業務の目的外利用について（新規） （国民健康保険被保険者資格賦課・収納）	答 申
諮問第16号	高齢者生活支援サービスに関する業務の目的外利用について（新規） （国民健康保険医療給付）	答 申
報告第7号	障害者通所施設に対する助成に関する業務の登録について（変更）	報告了承
報告第8号	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第17号	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務の外部委託について（新規）	答 申
一般報告	区立保育園における個人情報の紛失について	報告了承

会長	ただいまから、平成 23 年度第 1 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催します。本日は、ご多忙のところ本審議会にご出席いただきありがとうございます。最初に事務局から人事異動について、また本日都合により欠席されている方の紹介をお願いします。
行政管理担当部長	4 月 1 日付で行政管理担当部長になりました、宇賀神雅彦と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。本日の審議会に、欠席される旨のご連絡のありました委員は、井上委員、谷委員、高橋委員、茶谷委員の 4 名です。なお、河野委員は、杉並区議会議員の任期満了に伴い、4 月 30 日をもってお辞めになっておりますので、議会選出の審議会委員は現在 1 名欠員となっております。
法務担当課長	審議会委員の報酬について、本日席上に明細書をお配りしましたのでご確認をお願いします。
会長	審議に入ります。前回の会議録の確認を行ってから、報告、諮問案件の審議をしてまいります。
法務担当課長	大変申し訳ありません。4 カ所ほどありますので、杉並区情報公開・個人情報保護審議会平成 22 年第 5 回会議録をお開きください。4 ページの上から 3 つ目の「サーバ」という囲みですけれども、「サーバに」の 2 行目の中段ほどから「コンピュータの動静から見て」とありますのを、「コンピュータの現状」に訂正をお願いいたします。5 ページのいちばん上の囲みの 3 段落目、190 番の「種目」とありますが、この 3 段落目の上から 4 行目の末尾から「E-TAX を行った場合、確__定申告を行った場合」とありますが、「E-TAX を用いて確定申告を行った場合」と、「定」の前が 1 字あいておりますけれども、これを詰めていただきたいと思います。6 ページの 4 つ目の委員の枠で、「そこは」とありますのを、「そこは」に訂正させていただきます。10 ページの 1 つ目の枠の下から 2 行目の「本当に個人で力量とか格差があると思いますので」とあるのですが、ここの趣旨として「個人差」というような表現だったかという記憶がありますので、そのようなことでよろしければ「本当に個人差があると思いますので」と訂正させていただきますと思います。以上です。
会長	ほかにありますか。
	(特になし)
会長	それでは、平成 22 年度第 5 回会議録は確定させていただきます。報告・諮問事項に入ります。行政管理担当部長から、諮問文を読み上げてください。
行政管理担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
会長	行政管理担当部長より、諮問文を受け取りました。審議に入ります。報告第 1 号、諮問第 1 号、諮問第 2 号、諮問第 3 号について、一括して事務局から説明をお願いいたします。
報告第 1 号、諮問第 1 号、諮問第 2 号、諮問第 3 号	

情報システム課長	報告第1号、諮問第1号について説明する。
法務担当課長	諮問第2号、諮問第3号について説明する。
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。
委員	4ページの「図書貸出業務」の13)の「レファレンスの内容」というのはどういうことですか。
地域課長	区民センターを所管しております地域課長です。レファレンスというのは、仕事や勉強で調べものをしているときに、参考になるような図書を受付の担当の者に聞いて、そういうものを専門の立場から、高井戸の区民センターの図書室にはこういうものがありますとか、ここにはないですけども中央図書館のオンラインで調べたらこういう図書があります、というようなことをご紹介・ご案内するような業務です。
委員	報告第1号と諮問第1号に関して、2ページの「個人情報の記録の内容」で、「心身等の情報」のところに「容姿、姿態」というのがありますが、具体的にはどういうことでしょうか。写真とか、そういうことですか。
高齢者施策課長	広報等で、さまざま会議の状況等をお知らせするときの写真等、というふうにご理解いただければと思います。
会長	ほかにございますか。なければ、報告第1号については報告を受けたことにいたします。諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号は決定といたします。次は、報告第2号から報告第4号までと、諮問第4号から諮問第9号までについて、事務局から説明をお願いいたします。
<p>報告第2号、報告第3号、報告第4号 諮問第4号、諮問第5号、諮問第6号、諮問第7号、諮問第8号、諮問第9号</p>	
法務担当課長	諮問第4号、諮問第5号について説明する。
情報システム課長	報告第2号、諮問第6号、諮問第7号について説明する。 報告第3号、報告第4号、諮問第8号、諮問第9号について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。大きく分ければ「戸籍」、「住居表示」、「避難者情報」と3つになるかと思しますので、1つずつ分けてやっていきましょう。最初に、戸籍に関する諮問第4号と第5号についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。
委員	8ページの、外部委託の作業についてです。作業に当たり、区の職員を立ち合わせるようになっていきます。委託をする作業者の数はどのぐらいで、区職員はどのぐらいの人数立会いをするのか。それからここには外部委託する業務内容が書いてありますが、間違いなく移し替えたことを確認する作業は、どのようにして行うのかの説明をしていただけるとありがたいと思います。
区民課長	区民課からお答えいたします。委託事業者の作業の人数について、詳細の人数は確定しておりませんが、会議室としては20～30名が会議をできるような部屋を準備しております。回転式保管庫のトレーに入っていて、なおか

	<p>つビニールファイルに1戸籍ずつ入っているものを会議室に持ち込み、それをバインダーへ順次移し替えていく、という方法を考えております。</p> <p>職員の立会いについては、現在戸籍ではない従前の改製原の戸籍ではありますが、非常にプライバシー性の高い情報であり、職員が何人も立ち会えませんが、自分の仕事を持ち込んでそこで仕事をしながら、その状況を確認できるような立会いを考えております。</p>
委員	<p>移し替えやその他の業務が、間違いなくきちんとされているという確認は、立ち会の職員が行うということですか。</p>
区民課長	<p>仕様のほうにも、キャビネットからバインダーに移し替え、その戸籍の地番順に移し替えるということで、その点検作業も併せて事業者の方へ委託するとしておりますが、最終的には職員がきちんと確認をしていくということで考えております。</p>
会長	<p>ほかにはありませんか。ほかにないようですので、戸籍に関しては以上とし、後で採決はいたします。次は住居表示に関する業務について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>データの添付というのか、写しがずれたり、間違ってしまったりと大変なことになると思います。【委託の内容】の(1)に関してですが、データ化する時に、きちんと写すことがもちろん前提だと思うのですが、そういうことが間違いなくデータ化したということの点検は、相当重要な職務の中身になるのだと思うのです。もし間違えて写されてしまったり、そこでちょっとずれていたりすると後でそれが大きな問題になるので、どのようにして事故が起きないようにするのか、説明をお願いいたします。</p>
区民課長	<p>住居表示データの作成は、現在、区が何丁目何番何号という街区、四角形で道路に囲まれている1つの区域のことですが、その中に住宅地図のように家の形が書き込まれています。これについては、そのデータを業者のほうへ渡します。</p> <p>業者は、東京都が民間と共同で作成いたしました1/2,500という都市計画基本図を準備し、その都市計画基本図の上に、区が渡した家の形が載っているデータを合成させ、それで住居表示台帳を作り上げていきます。住居表示の精度の考え方として、東南の角の地点からフロンテージという言い方をしておりますが15m間隔で区分しています。それで住居表示番号の何丁目何番何号の号数を1番、2番という形で振ります。それらを東京都の作成した都市計画基本図と、杉並区の提供した情報とをきちんと重ね合わせ、合成していく作業になります。</p> <p>1/2,500というのは、測量を行った、非常に汎用性のある都市計画基本図ですので、その地図についてはきちんとした精度が保たれておりますので、それをいかに重ね合わせていくかというところが、この作業のポイントになると思います。</p>
委員	<p>【委託内容】の(2)で、歪みを補正し、現地調査を行うと書いてあります。このときには、そこにかかわりのある人が立会いすることもあるわけで</p>

	すか。
区民課長	東京都の都市計画図をベースにして、杉並区が提供した図面と誤差が出るような場合には、状況に応じて実態調査などをすることもあります。東京都の都市計画図というのは、きちんとした測量を経た精度の高い図面だということ、そちらをベースに調整をしていくことになるのかなと思います。
委員	それぞれの方が持っている図面と、法務局で持っている図面にずれがあったり、寸法が違っていたりして、争い事のようなことがときどきあると思うのです。その場合、歪みの補正をするのに東京都の都市計画図が絶対に正しいとして是正することになると、そこでまたトラブルが起こらないのか。基準になるものがなければ、いけないことはもちろんなのですがその辺のことの心配があるものですから、いろいろ教えていただきたいということでお聞きしています。
区民課長	あくまでも東京都の都市計画図については、精度が信頼できる地図であるということです。それをベースにして、そこに区が提供した、区がいま現在持っている住居表示の街区の地図情報を重ねたら一致しない場合がでた。そのことによって、何丁目何番何号の号数が微妙にどちらになるのだろうかというような場合については、実態調査をきちんとして行って確認をしていくということです。
委員	戻ってしまうのですが、先ほどの「戸籍に関する業務」で戸籍の取扱いについて書いてあります。いままでは紙で保管、記入、登録していたものが磁気ディスクになる、つまり電算化されたということですが、利用する側にとっては、別段変わったことはなく、内部の処理の仕方についての取扱いがこうなりました、という解釈でいいですね。
区民課長	そうです。
委員	例えば、戸籍を出したり入れたりがありますよね。そう回数があることではないですけども。
区民課長	電算化といっても、写真で撮ったイメージを電磁化したというようなものになります。そのことによって、いままで紙をコピーして焼いていたものが、その必要がなくなって、端末を叩くとその戸籍の証明が出てくるようになるわけです。ですから、回転式の書庫を使わなくても、証明が別の方法で出来ます。ただ、移行作業で写真を撮っていったときに、戸籍というのは文字の字体として、点があるかないかとか、線がつながっているかつながっていないかというものを、紙の台帳を年に数回見に行かなくてはいけないという事情もあり、使用頻度が全くないということではなくて、使用頻度が極端に少なくなったので、保管形態を変更するということです。
委員	あくまでも、庁内の処理の仕方が変わったということですね。
区民課長	はい、そうです。
会長	ほかにはいかがでしょうか。ほかにはないようですので、住居表示に関しては終了とさせていただきます。次は、避難者情報に関して一括して進めま

	す。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
委員	基本的には本人から話を聞いて、個々の記録を作って、避難元に情報を提供するという事ですね。小さい子供の場合親が行う、そういう意味も含めた本人という解釈でいいですか。先ほどの説明は「本人」ということだけだったので。
区民課長	避難者情報の申出と申しますか、届出と申しますか、書類は1人1枚書いていただくということになっております。ただいまご指摘のように、小さいお子さんの場合は、当然親御さんが代表してその書類を書いていただくということで、私どもは受け取っております。
委員	杉並区では、予想される人数はどのくらいですか。避難されてきている方の階層というのか、年齢というのは大体どのような状況にあるかを教えていただけますか。
区民課長	直近の集計の数で申し上げますと、5月24日現在、全体で71人の避難者の申出がありました。内訳としては福島県の方が56人、そのうち区が支援をしております南相馬市については28人、岩手県が7人、宮城県が8人、合計で71人です。中には小中学生の方もいて、いまは区内の学校に通っている方もおります。詳細の年齢別の分析等はまだしておりませんので、ご報告できなくて申し訳ございません。
委員	避難されている方たちへの周知というのは、区が直接行う形ですか。申請されている方は把握しやすいですが、まだ申請していない方たちに対する周知はどのようにお考えですか。
区民課長	この制度と申しますか、システムと申しますか、国のほうから全国一斉に、4月25日までに動かしたいということでした。杉並区では若干早めの、4月21日からスタートいたしました。東京都を通じて国のほうへも、全国的なシステムの運用ですので、周知についてもよろしくお願いいたします、という要望を出しております。杉並区としては、4月21日号の広報で、周知をさせていただくと同時に、スタートいたしました。また5月21日号の広報、6月1日号の広報での周知と、それから区ホームページでいま周知させていただいております。最近になりまして、国のほうからポスターがまいりましたが、数が少ないので、主な施設に掲示をして周知してまいりたいと考えております。
委員	避難前に住んでいた県だったら大丈夫なのかな、という感じはするのですが、市町村の中には丸ごと行政の継続計画ができないという所があるとニュースで聞いています。そのような所は、どのような形で確認を取るのでしょうか。
区民課長	杉並区は避難先になるわけですが、避難先から避難先の都道府県、杉並区から東京都へ、東京都から福島県へ名簿一覧のようなものがメールではないのですが、LGWANという、自治体と国を繋ぐ、自治体間を繋ぐネット回線があり、それでデータが送られます。仮に福島県のどこかの市町村がそい

	う情報を受信できない状況だということであれば、それはそちらの市町村と都道府県の中で何らか情報の授受のやり方については協議されていると思います。そういう対応は、避難元のほうで行われているものと考えております。
委員	もう1つ確認ですが、「コニファーいわびつ」に400人ぐらいの避難者を、杉並区が受け入れていると思うのですが、この部分についてはその自治体をお願いをするとか、責任を持ってやっていただいて、杉並区は、この問題について関わらないのだと思うのですが、そういうことでよろしいのですか。
区民課長	ご指摘の交流都市の吾妻、それから片品のほうにかなりの人数が避難しておりますけれども、そちらについては国の避難者情報システムがあるということ、そちらの自治体を通じて入念に情報提供し、周知して避難元のほうへ情報提供していきます。いま現在避難している所で、そういう申出をしてください、ということで周知はさせていただいております。
会長	ほかにありますか。ないようですので、報告第2号、報告第3号、報告第4号は受けたことにいたします。諮問第4号、諮問第5号、諮問第6号、諮問第7号、諮問第8号、諮問第9号は決定とさせていただきます。次に報告第5号と第6号、諮問第10号から第16号まで一括して説明をお願いいたします。
報告第5号、報告第6号 諮問第10号、諮問第11号、諮問第12号、諮問第13号、諮問第14号、諮問第15号、諮問第16号	
情報システム課長	報告第5号、諮問第10号から第13号まで説明する。
情報システム課長	諮問第14号について説明する。
法務担当課長	報告第6号、諮問第15号、諮問第16号について説明する。
会長	在宅医療相談関係について、報告第5号、諮問第10号、諮問第11号、諮問第12号、諮問第13号に関してのご質問、ご意見はありますでしょうか。
委員	22ページの、在宅医療相談調整に関する業務のことです。患者本人からいろいろ聞いて、必要な情報の場合によっては医療機関等に提供するという説明がありました。その人が医療機関にかかっていない場合は、本人と相談してお医者さんに行ったほうがいいのか、ということになると思います。そのときに、相談した人が医療機関にその情報を提供することなのですか。それとも、話を聞いた人が一定の治療や診療を受けるほうがいいのかという判断をして、それに基づいて、どこかに報告するということですか。
保健福祉部副参事 (在宅療養支援担当)	在宅療養支援担当からお答えします。私どもで考えているのは、まず入院されている方が在宅に戻る場合、そのときに退院の準備として、在宅に戻ったら往診を受けなければいけない、在宅で医療を使わなければいけないというようなご相談が、ご本人、家族、病院のケースワーカーの方から、お電話などであると思います。その場で私どもが持っている情報で答えられれば、ここのお医者さんでしたらこういう治療が在宅で受けられるということ

	ご提供できます。難しい場合などは、医療機関に当たってみますということで承諾を得て、地域のお医者さんにご相談して、その情報をまた患者さんに返すというやり取りを考えています。
委員	個人情報に直接関係ないので恐縮ですが、27 ページに「退院を迫られているがどうすればいいか?」「もっと長く、しっかりとリハビリをしてくれる病院は?」とあります。こういう方が対象だとすると、私の印象では比較的情報に疎いというか、情報の取り方を知らない方のように思えるのです。そういう方がせっかくの業務を知り得るように、周知徹底させる手段はお考えですか。
保健福祉部副参事 (在宅療養支援担当)	このような情報を私どものほうでストックしておき、お伝えするのですが、まずこの窓口を広く周知しまして、区民の方々にご利用していただければと考えております。
委員	例えば区報に載せる以外に、何かありますか。
保健福祉部副参事 (在宅療養支援担当)	この事業は、7月1日から始めますので、7月1日の広報に載せる予定です。
委員	医療機関には、知らせないのですか。
保健福祉部副参事 (在宅療養支援担当)	医療機関にもパンフレットを配り、周知を図りたいと考えております。
委員	世田谷区や中野区の医療機関にも、配布しますか。
保健福祉部副参事 (在宅療養支援担当)	はい。区民の方が多く入院されているところに、お配りしようと思っております。
委員	もう1つです。22 ページに「患者の情報を医療機関等に提供し、」とあり、「外部提供記録票」がありますが、A さんなら A さんの相談を受けて記録を取った場合、どの外部関係機関に提供するか、という判断は行政でされるのですか。
保健福祉部副参事 (在宅療養支援担当)	そうです。医療機関については私どもが持っている情報の中に、地域の先生の情報をストックしていますので、その中から適切な医療機関に私どもから問合せをする形になります。
委員	区の職員が、判断をするのですか。
保健福祉部副参事 (在宅療養支援担当)	はい。
会長	ほかにございますか。
委員	退院する方は、どのくらいと予想されていますか。
保健福祉部副参事 (在宅療養支援担当)	退院する方の数というのはデータとしては無いのですが、同じ事業をやっている他区の実績から考えまして、私どもの事業としましては、今年度は相談件数として300件と予想しています。
会長	前回の審議会で「ケア 24」が審議されましたが、それとこの在宅医療は連携しないのですか。
保健福祉部副参事	もちろん連携いたします。ケア 24 にも、患者さんからご相談はいくと思

(在宅療養支援担当)	<p>います。ケア 24 で持っている情報で対応できれば、それでよいと思います。情報が足りなければ、私どものところに問合せをいただくということで対応していきたいと思います。</p> <p>また、こちらでも実際の医療のご紹介はしますが、それ以外の介護のサービス、具体的な生活のサービスになりますと、ケア 24 を紹介して手続きを取っていただくということもあると思います。</p>
会長	<p>2 段構えになっているような、重たいというと変な言い方になるかもしれませんが、少し重たいほうが「在宅医療」で、「ケア 24」はやや軽度という関係なのでしょうか。</p>
法務担当課長	<p>先ほど 27 ページの概念図をお見せしていますが、27 ページを横に見ていただきますと、本人、親族から右側に、「相談」というものが 2 つありまして、縦長の「関係機関」がございます。この中の「地域包括支援センター」がケア 24 になります。</p> <p>右手になりまして、在宅医療で、区役所の窓口が調整窓口ですが、これが情報提供が右側に出ておりまして、この小さいほうの情報提供の欄に関係機関がございます。このうちの 3 つ目の「地域包括支援センター」がケア 24 ですので、こういった形で、入ってくる場所と出ていく場所の両方で連携を行っていきます。</p>
会長	<p>ほかにございますか。なければ次の高齢者福祉サービスに移ります。ご質問、ご意見はありますか。</p>
委員	<p>30 ページの高齢者生活支援サービスに関する業務ですが、どのくらいの対象人数の予測をしているのでしょうか。</p>
保健福祉部副参事 (在宅療養支援担当)	<p>30 ページの訪問の対象者ですが、全体で 1 万 500 人を想定しております。</p>
委員	<p>これは、100 歳以上の方も含んでいる数字かなと思うのですが、100 歳以上の方はこのうちでいうとどのくらいになるのですか。</p>
保健福祉部副参事 (在宅療養支援担当)	<p>32 人ぐらいを想定しております。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>諮問第 14 号の「ほっと一息、介護者ヘルプ」ですが、これは例えば 1 カ月に何回とか、そういう予定は決まっているのですか。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>こちらの介護者のヘルプ事業は、年間 24 時間を限度に考えております。今年度は 7 月から開始ですので、今年度は 18 時間と考えております。</p>
会長	<p>ほかにございますか。ございませんようですので、報告第 5 号、報告第 6 号は受けたことにいたします。諮問第 10 号、諮問第 11 号、諮問第 12 号、諮問第 13 号、諮問第 14 号、諮問第 15 号、諮問第 16 号は決定といたします。</p> <p>次に、報告第 7 号、報告第 8 号、諮問第 17 号について、事務局から説明をお願いします。</p>

報告第7号、報告第8号、諮問第17号	
法務担当課長	報告第7号について説明する。 報告第8号、諮問第17号について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	この事業は無償の事業なのでしょうか、それとも1回いくらかお金を徴収するのですか。
子育て支援課長	訪問育児サポーター事業については、1回2時間、3回までの事業ですが、区民からのご負担はいただかない形で予定しております。
委員	41ページの外部委託記録票の「子育て支援事業実施事業者」というのは、具体的にはどういう事業者で、どのような事業を実施する予定ですか。また、事業者の実態はどのようになっていますか。
子育て支援課長	本年度23年度は、こちらの事業者として区の社会福祉協議会を予定しております。これまでもファミリーサポートセンター事業など、類似事業での実績があり、コーディネート、区民参加の形での支援活動の実績もありますので、平成23年度については社会福祉協議会を予定しております。
委員	もう1つです。児童虐待に関する専門の方が、いまの社会福祉協議会には何人かいらっしゃるのか、そういうことなのですか。資格みたいなものもあつたような気がするのですが、その辺はどうですか。
子育て支援課長	今回の事業は、虐待の未然防止の観点でして、本当に虐待など、専門的な知識が高度に必要となる前の段階でのサポートということなんです。当然訪問に当たっての研修など、一定の知識、技能等は必要となります。そのため研修は必須と考えていますが、いわゆる高度な専門的知識とは別の形で、しっかりスタッフの養成、確保を図っていきたいと考えております。
委員	「すこやか赤ちゃん訪問事業」は、素晴らしい事業だと評価しています。この中で児童虐待の未然防止ということで、いままで虐待の要因が見つかった事例、どのくらいそういう把握が、区としてはあつたのでしょうか。
子育て支援課長	今回のサポート事業は、すこやか赤ちゃん訪問事業のそのあとのフォローが必要な場合です。いまフォローの対象になっていない方も、希望制でこのサービスを利用させていただくことを考えています。いま現に、要フォローとされているグループの数ならばわかります。
委員	いままでのもので、結構です。
子育て支援課長	いままでの要フォローのケースについては、必ずしも虐待ということではなく、母子の健康状態なども含めて、継続的にケアが必要な場合です。そのあと健康的な状態に回復すれば終わる、というものも多く含まれておりますが、おおむね約4,000の出生者に対して約2割が、いまの要フォローケースになります。 ただ、今回のこの事業は、もちろんフォローケースになっている方もご利用いただけますが、念頭に置いているのは、いままで対象となっていなかった方も含めた事業と考えています。

委員	<p>相当な人数を予測されていて、この事業を始めるのかなと思うのですが、社会福祉協議会のファミリーサポートセンター事業にしても、需要と供給というか、そこら辺のバランスというのはどのように認識されていますか。</p>
子育て支援課長	<p>今回の事業は、実際の訪問回数の見込みは、なかなか難しいところでした、訪問型のサービスですので、ご家庭へ何う事業ですが、いわゆるヘルパーのように、代わりに何かやってくれるというものではありません。利用を希望される方が少ないという考えもありますし、先ほどご説明させていただいたように無料ということもあり、伸びるかもしれません。そういった両面の要素はありますが、平成 23 年度については、年度後半からのスタートを見込んでおり、訪問回数では約 300 回から 350 回程度を見込んでいます。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>個人情報と直接関係はないのですが、「障害者の通所施設に対する助成」で、包括補助金になることで変わることはあるのでしょうか。施設にとっては何も変化はないのか、また包括補助金は、他にも使えるようなものになるのか。これが 1 点です。</p> <p>それと、「すこやか赤ちゃん訪問事業」について、赤ちゃんのときに保健師さんたちの訪問を受けていない方も、いらっしゃるのかどうか。その点をお尋ねします。</p>
障害者生活支援課長	<p>今回の改正によって変わってくるのですが、いままで東京都が直接補助をしていたより、より現場に近い市区長村が補助することで、地域の実情に合った形になっていくと考えております。</p> <p>いままで補助の対象とはなっていなかった NPO 法人等が、今度からは対象になってくる形になります。</p>
委員	<p>赤ちゃんのほうはどうですか。</p>
子育て支援課長	<p>直接の所管ではないので間接的に伺っている情報ですが、100%に近いところだということです。平成 21 年 8 月から平成 22 年 7 月までの関係ですと、ほぼ 98%です。残りは転入等の場合もありますし、訪問できなかった場合には、地域の主任児童委員などを含めまして、いろいろなフォローの体制を組んでいます。まず 98%近く訪問していて、そのあとのフォロー体制も継続的にしっかりやっているということは言えると思います。</p>
委員	<p>かつてはお受けにならない方も随分いらしたので、そういった意味では、かなり努力をされているのかなと思います。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ほかにございますか。ないようですので、報告第 7 号、報告第 8 号は受けたことにいたします。諮問第 17 号は決定といたします。</p> <p>これで本日の会議の諮問事項については全部終了ということになります。いつものとおり、答申をしまいたいと存じますので、事務局から答申文の配付をお願いいたします。</p>
	<p>(答申文配付)</p>
会長	<p>この答申文でよろしいですか。</p>

	(異議なし)
会長	この答申文を行政管理部長にお渡しいたします。
	(答申文手交)
会長	これで全部審議は終わったのですが、事務局から何かございますか。
一般報告	
保育課長	<p>私から区立保育園における個人情報の紛失について、ご報告を申し上げます。まず概要です。区立天沼保育園において、子どもの急な発熱などのため、緊急連絡用として保護者から提出いただき、保管していた家庭連絡票を綴じ込んだファイル1冊の所在が不明となりました。</p> <p>この家庭連絡票は保育園の事務室内のロッカーで施錠保管し、必要の都度に錠を開けて使用してきましたが、4月13日水曜日の夜から14日木曜日の朝までの間に所在が不明となり、現時点においても発見に至っておりません。</p> <p>2「紛失した個人情報」です。天沼保育園の園児97名分、全園児は98名ですが、1名未提出でしたので、97名です。その家庭連絡票がつづられたバインダーです。個人情報の内容は、園児の氏名、性別、住所、生年月日等々、記載のような情報を、保護者の方に記載していただいていたものです。</p> <p>3「区への対応」です。所在不明の発覚後直ちに所轄の警察に相談し、アドバイスに従って園内の徹底捜索、職員への聞き取り調査を繰り返し慎重に行ってきましたが、残念ながら発見に至りませんでしたので、4月25日月曜日に公表するとともに、園から保護者の皆様に対し、経過等の状況説明と謝罪を行ったところです。また、4月26日火曜日に、荻窪警察署へ正式に被害届を提出いたしました。</p> <p>再発防止策等としては、警察の捜査に協力するという一方で、現在所轄の警察で捜査をしていただいております。引き続き捜査に協力するとともに、さらに園内の捜査を繰り返し行っております。</p> <p>また本園を含め、すべての区立園において、個人情報を保管する事務室、ロッカー等の施錠管理を徹底的に見直していきます。また、すべての区立保育園職員に、研修等の実施により、改めて個人情報の重要性、管理の大切さについて、徹底したいと思っております。具体的には、園長会を通じ、各園で全職員が参加して、危機管理意識、具体的な内容について全員で議論をし、改めて全員の危機管理意識をしっかりと持つことをすでに実施しています。引き続き捜索に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。</p>
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。
委員	概要では、鍵をかけて保管をして、必要なときに取り出してという説明だったのですが、園から外に持ち出すということはあったのですか。
保育課長	こういった重要なものですので、園外持出しではなく、例えばお子さんが発熱などをして連絡先が必要になったというときに、事務室で錠を開けて見て、電話をして、またしていました。通常そのような対応をしております。

	した。
委員	もう 1 つですが、97 人の園児の記録の内容は、ここに書いてあるものということですが、これは再度作る必要があると思うのですが、いま作られているということですか。
保育課長	状況をご説明いたしまして、お詫びをしながら、いま再提出をお願いしているところです。
委員	再発防止で、警察の捜査に協力している。当然のことだと思いますが、その場合に、職員が一人ひとり聞かれるとか、父母の皆さんが警察から事情を聞かれるとか、そういうことを含むのかどうなのか、その辺はいかがでしょうか。
保育課長	具体的には、荻窪警察署から、まず職員それぞれに事情聴取をしていただいております。その他、園内の実況検分もやっていただいているということです。
委員	鍵は誰が保管しているのですか。
保育課長	鍵をかけまして、職員しか知らない別の書庫の中に保管をしていた、ということですか。
委員	書庫は、鍵がかかっていたのですか。
保育課長	鍵をしまっている書庫については、施錠はしていませんでした。
委員	鍵は壊されていなかったのですか。
保育課長	そのような形跡は、ございませんでした。
委員	そうすると、その書庫に入れてある鍵は、従前どおり入っていたのですか。
保育課長	はい。通常どおりの位置にあって、翌日開けてみたところ、なかったということですか。
委員	同じような保管方法を、今後も続けるのですか。
保育課長	いえ、そこは今回の 1 つの反省点ですので、具体的には園長なり主査なりが必ず身に付けていて、必要なときに使用するとか、そういったことで徹底していきたいと考えております。
委員	そうすると、その人たちが、夜は自宅に持って帰るということですか。
保育課長	最終的には施錠して、保管して帰宅するというので、具体的なやり方については各園ごとに対応していきます。いずれにしても、必ずすべてを施錠して帰る、最終的には事務室も施錠するというので対応していきたいと思っております。
委員	今度は、鍵を保管するところも鍵をかけておく、ということですね。同じことを繰り返していたら同じことですか。
保育課長	おっしゃるとおりでございます。
委員	その具体策は、まだ決まっていないということですか。
保育課長	最終的には、事務室を必ず施錠することにします。今回も施錠はしていましたが、改めて徹底することを、まず第一に考えております。
委員	たまたま 3.11 の、大きな震災がありました。それで旧若杉小跡地へ保育

	園をつくります、というお話があります。それとこれとは、関係ありますか。
保育課長	はい。
委員	<p>そこで質問なのですが、帰宅困難者も青梅街道に溢れました。天沼小学校震災救護所ですが、私らが行っても逃げる場所がないと住民からの声がありました。実際に閉校して新校へ移ったのが昨年12月で、今年の1月、2月、3月、4月と、すでに100日以上、今日現在工事中です。しかし、震災はいつくるかわからないのです。</p> <p>7月1日からは、保育園になりますということですが、鍵が開かないのが問題なのです。</p> <p>さりとて、その鍵を町内会、ご近所の皆さんに、特定の人を決めて預ってもらう。それを公表しなくてはならない。取られてしまつては大変なことになりますが、避難所として考えた場合、もう1カ月我慢すれば保育課の管轄になるので、各町会の幹部の皆さんにご納得いただいて、7月1日を迎えるような状況です。</p> <p>私が言いたかったのは、片やこのように紛失事件も大変ですが、實際上鍵というのは保管が大変です。いざというときには防災課がきて、近隣の小学校、中学校へ、鍵は現在は開かないけれども、何とか誘導いたしますのでという確約を文書で取り交わしてありまして、事なきをしております。3月11日のようなことがないように願うのみです。鍵というのは大変な問題です。よろしく願いいたします。以上です。</p>
会長	ほかにございますか。
委員	<p>いまの委員の発言について、私も近所ですから。旧若杉小学校は指定の公立の小学校ではなくなりましたので、正式には震災救護所から外れた形になっています。ただ、仮の震災救護所として、天沼小学校の付属として人員配置をしています。いざ震災が発生したときには、実は3月11日のときも震災救護所としてオープンしています。それで、仮にいま何かあっても、職員の配置はしてあります。</p> <p>委員がおっしゃったように、近隣の方々について、どういう周知をしているかということは不確かでしたが、地域の委員がそのようにおっしゃるのであれば、その辺は区のほうに強くお願いをして、遺漏がないように申入れをしておきたいと思えます。</p>
委員	<p>それに関連して、いま委員からお話がありましたとおり、区の防災課から鍵を開けていた、ということを知りました。しかし近隣の私たちの防災会で、知っている人は誰もいないです。いざというときに開くということは、住民サイドは全然知らない。</p> <p>もう1つは、震災救護所については、天沼小学校と旧若杉小学校と、2つ防災会があるのですが、学校は子どもが少ないから1つになりました。防災会も自ずと1つになりそうなものですが、学校だけ、1つになりました。しかし、住民は地震がきたときにどこに逃げる、これだけ大勢の人の収容を、いま避難所は天沼小学校だといつても、こちらの大きな町会、住民の方が一</p>

	<p>緒に入ったら溢れてしまう。とても入り切らない。</p> <p>それで、私と防災課などで話しまして、いわゆる分室のような形にしないといけないので、天沼小の、旧若杉小分室のような形にしました。67 ある小学校の防災会プラス、旧若杉小学校の防災会という、単独で残すという形でいま進んでいます。</p> <p>統合合併第1号で、ここまでスムーズにきました。いよいよあと避難所だけの問題です。次に第2号、第3号の杉並区の中に、大きな統合合併の議題が出ております。第1号の学校震災救援所にちなんだ、同格の救援所ができるのではないか、というような話で現在進んでおり、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
委員	<p>いま、両委員から、非常にいいお話をいただいたわけですが、この会は個人情報保護審議会だと思っておりますので、個人情報保護以外の議題については、是非会長のほうでコントロールいただけるようお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。ほかにございますか。本日の議題は以上ですので、事務局から何かございますか。</p>
法務担当課長	<p>先ほどの子育て支援課長からの説明に1点訂正があります。</p>
子育て支援課長	<p>先ほど訪問育児サポーター事業の説明の中で、すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率のご質問がございまして、98%と申し上げましたが、平成22年度の年度途中の集計中の数字で、正式にはいま精査中です。なお、平成21年度については、約95%となっておりまして、平成22年度はそれを上回る見込みではありますが、まだ精査中という状況です。お詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。</p>
委員	<p>だんだんと実施率が上がってきていると思うのですが、そういった事業をお受けにならない5%のお母さんたちというのが、育児放棄、虐待につながる方が多いので、是非そこところは努力をしていただきたいと思います。それと、そういう保健師が訪問することに抵抗のある方へのアプローチの仕方も、いろいろと考えていただければと思います。</p>
行政管理担当部長	<p>次期委員の推薦についてですが、現在の委員の方の任期が本年、平成23年6月30日までとなっております。2年間の長い間、熱心にご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>後任の委員の方については、各推薦団体に推薦依頼をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>今回が今期最後の審議会になりますので、会長より是非一言お願ひしたいと思ひます。</p>
会長	<p>いま6月30日で任期が切れるという話があったのですが、2年間あっという間に過ぎたような感じがいたします。いろいろな問題があったかと思うのですが、先ほど出ました高齢者の例でいくと、80歳を過ぎたら後期高齢者ではなくて、末期と区分けすべきであるという、医師をしている私の友人がいます。そのぐらい末期なのだから、健康に気をつけるよというのを散々</p>

	言われましたが、2年間大過なく務めさせていただきました。いささかお役に立てたのかなとも思うのですが、本当にいろいろと2年間ありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。
法務担当課長	次回の日程のご案内をさせていただきます。次回の審議会は平成23年7月27日(水)の午後2時からを予定しております。
会長	本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。